

12月3日～9日は障害者週間です



～ともに支え合うまちづくりを目指して～

☎社会福祉係 74-8103

「障害者週間」は、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合いながらともに生きる社会の実現を目指し、地域が一体となって障がいに対する関心を高め、理解を深めていく1週間です。

市では、障がいのある方とその家族が地域で安心して生活できるまちを目指し、「第4次砂川市障がい者計画」および「砂川市第7期総合計画」に基づき、医療費の助成など、日常生活や社会生活を支援するためのさまざまな障がい福祉サービスを提供しています。



障害者手帳について

障害者手帳とは、さまざまな障がいによって自立が困難な方や日常生活で支援を必要とする方に対し、交付される手帳です。一般的に「障害者手帳」と呼ばれるものは3種類あります。

いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法により、等級に応じてさまざまな支援を受けることができます。手帳の取得をお考えの方は、主治医へご相談の上お問い合わせください。

●身体障害者手帳

目や耳、手足、心臓、じん臓などに永続的な障がいのある方に交付されます。

●療育手帳

知的の面での発達に障がいのある方に交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

一定期間以上精神疾患の状態にあり、生活上困難が伴う方に交付されます。

砂川市の各障害者手帳所持者数
(令和6年3月末現在)

- ・身体障害者手帳 1,073人
- ・療育手帳 257人
- ・精神障害者保健福祉手帳 171人

相談支援事業所

「地域生活支援センターぽぽろ」にご相談ください!

相談支援専門員(社会福祉士、精神保健福祉士)が生活全般、諸制度の利用や住宅・就労などさまざまな相談支援を行っています。また、日中活動の場を提供したり、退院時や退院後の支援も行っていますのでお気軽にお問い合わせください。

【利用時間】 月～金曜日 9:00～17:00

※土・日・祝日・夜間は留守番電話、FAXまたはメールで受付

〒073-0161 砂川市西1条北5丁目1-17

TEL: 55-3101 FAX: 55-3102



ボランティア活動をしてみませんか?

障がいの特性により、本格的な就労などが難しい場合は、ボランティア活動を通じて社会に参加する方法もあります。

「ボランティアセンター」のコーディネーターが需要と供給のマッチングを行っていますので、「空いた時間で社会参加をしたい」「同じ当事者の助けになりたい」など、活動に興味がある方は下記へお問い合わせください。

☎ボランティアセンター(社会福祉協議会)
TEL 52-2588

ご存じですか? ヘルプマーク

ヘルプマークとは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が身につけることで、周囲からの支援を受けやすくすることを目的としたマークです。

電車・バス内で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなど思いやりのある行動をお願いします。ヘルプマークが必要な方は社会福祉係(市役所1階13番窓口)へお越しください。

